

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

---

平成25年12月19日(木曜日) 午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

---

欠席議員

11番 小座野定信君

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	石塚英幸君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	高田忠君	教育部長	金田康則君
総務部長	木川祐一君	水道事務所長	田崎清君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	小松崎昇君
保健福祉部長	木村正美君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	根本一良君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第6号

日程第1	請願第7号	向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書
日程第2	議案第86号	かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
	議案第87号	かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

- 議案第 88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止

- する条例の制定について
- 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第 4 議案第 73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 6 請願第 5号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第 7 委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）
- 日程第 8 請願第 6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書
- 日程第 9 委員会発議第4号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）
- 日程第10 発議第 7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）
- 日程第11 閉会中の継続審査について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査について

## 1. 本日の会議に付した事件

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 請願第 7号   | 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書                         |
| 日程第 2 | 議案第 86号  | かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について                     |
|       | 議案第 87号  | かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について     |
|       | 議案第 88号  | 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について                |
|       | 議案第 89号  | 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について                     |
|       | 議案第 90号  | かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
|       | 議案第 91号  | かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
|       | 議案第 92号  | かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について              |
|       | 議案第 93号  | かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
|       | 議案第 95号  | かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
|       | 議案第 96号  | かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
|       | 議案第 97号  | かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
|       | 議案第 98号  | かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について                     |
|       | 議案第 99号  | かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
|       | 議案第 100号 | かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
|       | 議案第 101号 | かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
|       | 議案第 102号 | かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|       | 議案第 103号 | かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
|       | 議案第 104号 | かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
|       | 議案第 105号 | かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |
|       | 議案第 106号 | かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について                    |

- て
- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第1 委員会発議第5号 「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）
- 日程第2 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第4 議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第6 請願第5号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第7 委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）
- 日程第8 請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの

運行を求める請願書

日程第 9 委員会発議第4号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）

日程第10 発議第 7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）

日程第11 閉会中の継続審査について

日程第12 閉会中の所管事務調査について

---

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 請願第7号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第1、請願第7号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第141条第2項の規定により、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 2 議案第86号ないし議案第93号及び議案第95号ないし議案第106号及び議案第108号ないし議案第113号並びに議案第115号、議案第116号

○議長（鈴木良道君）

続いて、日程第2、議案第86号ないし第93号及び議案第95号ないし第106号及び議案第108号ないし第113号並びに議案第115号、議案第116号の28件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託をしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条

第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年12月6日に付託された議案第86号ないし議案第93号、議案第95号ないし議案第106号、議案第108号ないし議案第113号、議案第115号、議案第116号について、12月9日、12日、13日に市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第86号、議案第88号、議案第89号、議案第91号、議案第92号、議案第109号ないし議案第113号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第87号、議案第90号、議案第93号、議案第95号ないし議案第106号、議案第108号、議案第115号、議案第116号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定をいたしました。

議案第110号につきましては、附帯決議案が委員より提出され、採決の結果、全会一致で附帯決議を付することに決しました。

また、委員会提出の附帯決議案とすることも決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付をいたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置

に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

脱原発の立場から、再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーへの転換を図ることは大賛成であります。しかし、再生可能エネルギーは太陽光発電だけではありません。身近にできるものでは、バイオマスエネルギーなどが考えられております。

今回の議案については、期間を5年間と修正いたしました。不均一課税、地方税法第6条の適用について、一部の地権者や事業者の利益のために適用することは法律の精神に反すると思います。県内でもこの種の特例措置は広がっておりません。それは、不均一課税の適用に問題があるゆえんではないかと思えます。

かすみがうら市税条例第71条は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課税する固定資産税を減免する。①貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、②公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）、③市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」と明記されており、条例の改正なくしてソーラー発電設備促進のための固定資産税の特例措置はできないと思えます。

耕作放棄地対策の切り札だとの意見がありますが、ソーラー発電は、大企業などが盛んに投資しており、ソーラー発電設備促進という一般的な減免は不要だと考えます。

つくば市や土浦市では、出資者を募って、地元企業の施工で太陽光発電所をつくる試みが始まっています。仮に減免制度をつくるにしても、公益性が極めて高いもの、市民の手によるものなどに限定すべきだと考えます。

以上、討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

この採決は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。



本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

6月17日、衆参合わせてわずか5時間の審議で、55歳を超える職員の昇給を抑制することを内容とする、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立いたしました。我が党と社民党は反対をいたしました。

地方公務員も準じて給与条例を改正するものでありますが、その内容は重大な問題を含んでおります。

第1に、50代のベテラン職員の多くは、連年の定員削減や新規採用抑制の一方で、相次ぐ新規業務の導入や行政需要が高まっている中、重い職責を担い、行政の第一線を支えて日々奮闘しております。私生活においては、教育費や住宅ローンなどの経済的負担を抱えております。職務に報いるとともに、公務に専念できる処遇が行われることは当然であり、昇給抑制による賃金抑制には道理がありません。また、勤務状況が良好であっても昇給を抑制することは、当該職員のモチベーションはもちろんのこと、若い世代の将来展望を打ち砕くものであります。退職金の削減、消費税増税実施のための給与削減に続く給与の連続抑制はやめるべきであります。

第2に、景気回復、デフレ脱却が喫緊の課題となる中、最低賃金の大幅引き上げや官民を問わない賃上げ、安定した雇用を実現することが必要となっていることは明らかであります。

以上、55歳を超える職員の昇給を抑制する条例案に強く反対し、討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決を行います。

この採決は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第91号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党は、10月25日、国会内で記者会見をし、今後の消費税のあり方、社会保障のあり方、財政危機打開の方途で意見の違いがあっても、国民の暮らしと経済を守るために、来年4月からの増税を中止する一点での共同を呼びかけ、来年4月からの消費税増税を中止するための消費税増税法改正の骨子案を発表いたしました。

法案骨子は、来年4月1日からの増税施行期日を別に法律で定める日と改めます。地方消費税の税率の引き上げ及び地方交付税にかかわる消費税収入額の割合の引き下げを延期するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うためにも、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正も行います。予算を伴う法案なので、日本共産党単独で提出できません。しかし、この一点で協力が可能な各党に共同提案を呼びかけ、提出を準備しております。来年4月からの増税を内閣は決めましたが、国会では議論中であり、多くの国民・市民は4月からの増税に反対しております。

消費税率が8%に値上げされたら8兆円もの新たな増税、さらに社会保障の改悪による負担増の影響を合わせれば10兆円もの負担増になります。年収500万円の標準的な4人世帯の新たな消費税負担は年間7万8,869円にも及びます。

市は、市民の暮らしを守る立場から、4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、施設利用料等について消費税増税の転嫁条例案は撤回すべきであります。

以上、その立場から、施設利用料に関する一連の消費税増税の転嫁条例案には反対であります。以上です。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第93号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第95号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第96号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第97号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

市は、市民の暮らしを守る立場から、4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、特に健康で快適な生活に欠かせない下水道等の公共料金について、消費税増税の転嫁条例案は撤回すべきであります。

総務省は、自治体に対して増税分の公共料金への転嫁を要請しておりますが、現在のように労働者の賃金が上がり家計の実質所得が目減りしている中で、消費税増税に加えてさらに市町村の公共料金を値上げすれば、市民生活と地域経済に大きな影響を与えます。

市町村一般会計については、消費税法第60条で課税は免除されていますので、あえて公共料金に転嫁せず、市民の負担軽減を行うべきであります。

以上、討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第98号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（鈴木良道君）**

起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

---

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第99号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第100号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）



起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第101号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第102号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第103号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第104号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第105号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第106号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をします。

市は、市民の暮らしを守る立場から、4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、特に生活に欠かせない水道料金については消費税増税の転嫁条例案は撤回すべきであります。

消費税3%転嫁した場合の収益差額は2600万円弱であります。市は、水道会計に出している一般会計からの補助金を年々削減しております。一般会計からの補助金をもとに戻せば、消費税増税分の値上げは回避できると考えます。

以上、討論とします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第108号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第109号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第110号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第110号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時42分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長から、委員会発議第5号「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）が提出されました。

この際日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに委員会発議第5号を議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会発議第5号を直ちに日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに決定をいたしました。

日程第2の審議を一旦中断し、附帯決議を先議します。

議案を配付いたさせます。

[議案書配付]

---

追加日程第1 委員会発議第5号 「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、委員会発議第5号「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

**○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）**

委員会提案として提出した「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議について、提案説明をさせていただきます。

霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業の債務負担行為の補正として、1億692万円が計上されているが、その方針は、通学距離が6キロメートル以上の北中学区の生徒のみがスクールバスを利用できるというものである。

今回、その方針を危惧する市民から請願が提出されたことも参酌し、次の対処を求めるものである。

1、霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業の利用対象者は、旧北中学区の通学距離が6キロメートル以上の生徒に限定しないこと。

なお、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、原則、利用を認めるものとし、また、運行経路についても、保護者・生徒の意見を聞いて決定すること。

2、上記の運行方針に基づき必要となる経費は、年度内において、債務負担行為の追加補正を行うこと。

3、上記2点の対応結果等については、平成26年1月24日までに議会へ報告書を提出すること。

以上、附帯決議の提案説明といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております附帯決議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより委員会発議第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより委員会発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ご異議なしと認め、委員会発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

日程第2の審議を継続いたします。

続いて、議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第111号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第111号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第112号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第112号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）



続いて、議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第113号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第113号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第115号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第116号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 3 議案第 1 1 4 号 市道路線の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第114号 市道路線の変更についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、産業建設委員会に付託をしております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年12月6日に付託されました議案第114号の審査のため、12月6日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第114号 市道路線の変更については異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、産業建設委員会委員長の報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第114号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第114号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第114号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第 73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、一般会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 山本文雄君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 山本文雄君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（山本文雄君）

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年9月10日に付託されました議案第73号について、9月17日、27日、10月7日、22日、29日、11月8日、13日、19日、22日に市長、副市長、担当部課長等の説明を求め、11月19日には現地調査を行い、11月22日には参考人を招致し、慎重に審査を行いました。

委員会審査の討論では2名の委員から反対討論がありました。

反対討論の内容は、担当部課の適切な対応とは考えにくい場面が数多く見受けられ、審査が長引く結果となった。その一つが椎名家住宅の修理、補助金問題が挙げられると思う。また、もう

一つは文化財の補助金において問題が発覚していることから、補助金の事務及び管理の点が問題であるというものでありました。

審査の結果、議案第73号は、起立採決により賛成者なしで、不認定とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要は、委員会会議録のとおりであります。

以上で、一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木良道君）**

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第73号の討論を行います。

通告のあった反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をします。

平成24年度は市民税が増額となっておりますが、扶養控除の見直しに伴う実質的な増税分1億100万円によるものだということがわかりました。その対象者は、年少扶養控除の廃止で5,001人、特定控除の廃止で1,113人、合計6,114人にも及びました。平成25年1月から復興増税が始まっているわけですが、それを加えると市民にとって非常に増税の負担感というもの大きいものがあると思います。

不納欠損処理については、場合によっては必要であると認識しておりますが、平成24年度決算では524件で、金額では4601万6673円となっております。これは前年と比較して、件数で146件の増、金額では1720万6022円増であります。昨年比1.6倍であります。滞納処分する財産がないときや滞納処分をすることで生活が著しく困難になるときなど、滞納処分の停止をすることができます。この停止が3年間継続したときは、納付・納入義務が消滅しますが、この執行停止後3年経過による不納欠損処分が年々増加傾向にあります。このことは市民の暮らしが大変になっている一つのあらわれだと考えます。

一方、茨城租税債権管理機構への税の徴収委託についてであります。いわゆる高額な滞納となっている対象市民については、十分に連絡をとって慎重に行うべきだと思います。特に国保税の占める割合が非常に高いこともわかりました。全体の34.2%であります。これは、今、国保税が高く払えないという市民の声があるわけですから、これについては、慎重を期すべきであります。

当市の市債残高は、全体では昨年度比で2億円の減、331億1000万円ですが、一般会計における残高は昨年度比では2億5000万円の増の178億1000万円となっております。昨年度も指摘

いたしました。一般単独事業債の起債が毎年ふえる傾向があり、大型公共事業など無駄遣いの事業の見直し、当市の財政力に見合った事業の見直しは必要だと考えます。

入札制度の改善については、入札監視委員会でも指摘されておりますが、89%台での落札件数が多いこと、これは談合が依然として行われていることが考えられます。私はこれをたびたび指摘しておりますが、やはり希望価格の事前公表はやめるべきではないかと考えております。

さらに、石岡地方斎場移転建設の入札においても、談合の疑いが組合議会で指摘されております。この事業については、私は現斎場での建てかえで済むという立場であり、また合併特例債を用いることは違法性があり反対であります。

福島第一原発事故による放射能汚染対策について、きめ細かな測定と除染対策を要請してきました。24年度では目立った前進はなかったと認識しております。特に霞ヶ浦という水産などの資源を抱えている本市として、対策は喫緊の課題であります。独自の取り組みがなかったことは極めて残念なことであります。

教育部門においては、何よりも問題だと言えることは、学校統廃合にかかわって関係する地域の住民のコンセンサスを得る努力が十分になされなかったことであります。教育委員会は、昨年7月に小中学校適正規模化実施計画（案）を公表し、8月から保護者との意見交換会を開催したとしていますが、学校は保護者だけの施設ではありません。地域社会の存続にかかわる重大な問題であります。それだけに、子どもたちや保護者を含む地域住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠であります。しかし、霞ヶ浦・千代田両地区とも、懇談会及び説明会への参加者数は極めて少ない結果となっております。私は、今でも地域住民の十分な合意が得られているとは思いません。

一方、24年度の不登校についての学校別相談件数が明らかにされました。これを見ると、小学校では美並小学校が断トツに多く、中学校では下稲吉中学校に次いで南中が多いことがわかりました。北中学校はゼロであります。相談件数だけでは判断できませんが、今、教育委員会がなすべきことは、いじめや不登校問題に真剣に対応することが最大の課題ではないでしょうか。私は、拙速な学校統廃合は後世に禍根を残すことになると思います。

また、24年度の行政上の問題について、宮嶋市長が先頭に立って市議会のリコール運動を行ったことであります。必要署名に至らなかったということで、本請求をしませんでした。市長は、職員給与の削減を改革の大きな課題に挙げておりますが、私は、市長が先頭に立ち、市民の命と暮らしを守るといふ本来の自治体の使命を市職員に対して徹底することが肝心ではないかと考えます。市民の声に対して、すぐに応えられる体制をつくるべきであります。それには短期間での人事異動などは改めるべきではないでしょうか。

今回の決算審査に当たっても、事務事業シートの不備が数多く見られました。加えて、担当部課の適切な対応だとは考えにくい場面が数多く見受けられました。そのことが審査を長引かせる結果となったわけであります。その一つに椎名家住宅の修理、補助金問題が挙げられると思えます。

そのほかには、同和問題や福祉社会団体等活動推進事業における社会福祉協議会の補助金問題、福祉タクシーやひとり暮らしの高齢者対策など改善が求められます。加えて、道路維持管理及び整備事業に関して、霞ヶ浦地区と千代田地区のバランスを考えた道路行政の改善が必要だと考え

ます。

以上、討論といたします。

[山内議員 退席]

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は不認定とすべきものであります。

本決算は認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（鈴木良道君）**

起立少数であります。

よって、議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については不認定と決定をされました。

[山内議員 入場]

---

**日程第 5 議案第74号ないし議案第79号**

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、日程第5、議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 矢口龍人君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（矢口龍人君）**

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月13日に付託されました議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の10月3日に各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第74号ないし議案第78号は認定すべきものと決定いたしました。

また、議案第79号は原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、委員会会議録のとおりであります。

以上で、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

#### ○8番（佐藤文雄君）

議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をします。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算削減であります。1984年、当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も、国保の事務費や国保税軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。

その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から2009年度には24.7%に半減しております。当市の平成24年度決算ベースでは、国保会計の歳入に占める国庫支出金の割合は23.1%と推計されます。

こうした国庫負担の削減が、国保世帯の貧困化と一体に進んだことが事態を一層深刻にしております。自営業者や農家の経営難とともに、低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者など無職者が国保加入者の7割以上になるなど、加入者の所得低下が進んでおります。

このような中、宮嶋市長は、平成23年度に国保税を近隣市町村並みに引き下げたとしましたが、人頭税ともいえる均等割分を大幅に引き上げたため、結果的には収入の少ない世帯では引き上げとなりました。

平成24年度における国保税の徴収率は現年度分で87.7%で、前年度と比較し0.56%減で、未納額は785万円ほどふえております。一方、平成20年度から24年度までの不納欠損処理総額は2億

8305万円ではありますが、これによって滞納額は漸減し、一時7億円近くまでであった滞納額は24年度においては6億819万円までになりました。

歳出では、療養給付費が前年度と比較して7700万円減の31億2130万円で歳出全体の62%となっています。ちなみに前年度は66.5%であります。

決算全体としては、一般会計からの法定外繰入額の増額もあり、実質収支額は3億円で黒字決算となっています。

私は、国保税の引き下げは根源的には国庫負担を引き上げることだと考えますが、当面は低所得者対策として均等割の引き下げが必要であると考えております。

以上、討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（鈴木良道君）**

起立多数であります。

よって、議案第74号は認定すべきものと決定をいたしました。

---

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らしと健康に重大な影響を与えております。厚労省の集計では、保険料を払えず滞納している高



齢者は全国で25万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人は毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれております。高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的な欠陥は明らかであります。後期高齢者医療制度は速やかに廃止するしかありません。

当市でも滞納額が年々ふえ続けており、収入未済額は平成24年度が最も多く353万円で、滞納繰越額は658万円となっております。被保険者数も5,079人のうち普通徴収者数は1,236人で、全体の24.3%となっております。保険料の引き上げもあって支払いができないのが現実であります。保険料は改定のたびに引き上げられます。75歳以上人口の増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕掛けになっているためであります。今後もさらに上がることは避けられません。保険料を支払えない高齢者への制裁も深刻です。病院窓口で全額負担となる資格証明書の発行は世論と運動の力で許しておりませんが、有効期間が短い短期保険証の発行は2万人を超えております。当市でも44人の方が短期保険証であります。高齢者をお荷物扱いする政治には未来はありません。後期高齢者医療制度をきっぱり廃止するべきだと思います。

以上、討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（鈴木良道君）**

起立多数であります。

よって、議案第75号は認定することに決定をいたしました。

---

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成24年度の下水道費分担金について、現年度分で94.6%と極端に落ち込んでおります。しかし、問題は霞ヶ浦地区の下水道の加入率が改善されていないことでもあります。千代田地区がほぼ100%であるのに対し、霞ヶ浦地区は73%であります。特に加茂・牛渡流域特環の加入率は56.2%であります。前年度比でも改善されておられません。

下水道の建設に投資した総額はこれまで約241億円ですが、千代田地区が123億円で霞ヶ浦地区が118億円となっており、比率では51対49であります。

一方、平成24年度決算における使用料は、滞納分も含めて、千代田地区は2億5241万円で霞ヶ浦地区は6994万円となっており、比率では78.3対21.7であります。費用対効果を考えれば、霞ヶ浦地区における加入率の向上は喫緊の課題ではないでしょうか。

改善を求めて、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第76号は認定することに決定をいたしました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成24年度の農集使用料について、過年度の収納率が前年度と比べて落ち込んでおります。しかし、問題は加入率が全くと言ってよいほど伸びていないことでもあります。平成23年度では74.1%で、平成24年度は74.9%にとどまっています。千代田地区の加入戸数は20戸ですが、霞ヶ浦地区は8戸であります。ここでも地域的な差が見られますが、利子補給や無利子貸し付けなど加入促進の手だてを早急に考えるべきだと思います。これまでの投資効果が今、必要に迫っていると思いますので、改善が緊急な課題だというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第77号は認定することに決定をいたしました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成24年度、介護保険制度の第5期事業計画に基づく方針で介護保険料が大幅に引き上げられ、1号被保険者市民からは怨嗟の声が上がっております。

決算では保険料収入が前年比で27%も引き上がりましたが、一方で、保険給付費は前年度比7.1%の伸びで、実質収支は4817万8000円の黒字となっております。認定者数もそれほど伸びておらず、認定率は逆に14.14%と前年比で0.24%下がりました。

一方、1号被保険者数は1万473人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方が増加し2,193人で、全体に占める割合は20.94%にもなりました。高齢者の貧困化が進んでおります。それに伴い滞納額はふえ続け、不納欠損額も年々ふえる傾向があります。これでは、収入の少ない低所得の高齢者にとっては利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。保険料の引き下げと同時に市独自の軽減策や利用料の軽減策も必要ではないかと考えます。

以上、討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（鈴木良道君）**

起立多数であります。

よって、議案第78号は認定することに決定をいたしました。

---

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の討論を行います。

私は、平成24年度決算において、予算と比較し、収益減の中、費用を最小限に抑えて純利益を

上げたという市当局、水道事務所の努力は認めます。しかし、その利益を減債積立金として積み立てるのではなく、余りにも高い水だという市民の声に応じて、市民に還元するという発想が必要だと考えます。

霞ヶ浦地区、いわゆる旧出島村は、過大な人口予測による設備投資を行ってきました。それによって霞ヶ浦地区の給水原価における原価償却費と支払い利息が占める割合が高くなっておりました。当然供給単価と給水原価とは逆転、給水人口が伸びないため営業収支が改善されませんでした。そのため、水道会計に一般会計からの多額の繰入金を投入したわけであります。

一方、千代田地区は県からの受水費が占める割合が大きかったのですが、給水人口の伸びもあって給水原価は漸減傾向にありました。しかし、合併によって水道会計も統合され、給水原価も均等化されましたが、両地区での問題は解決されていません。水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比較について、平成24年度決算では給水収益は9億1210万1000円ですが、そのうち霞ヶ浦地区は3億2339万4000円で千代田地区は5億8870万7000円となっており、その比率は35.4対64.5であります。給水人口は4万1705人ですが、霞ヶ浦地区は1万6296人で千代田地区が2万5409人。1日最大給水量は1万3348トンですが、霞ヶ浦地区は4,682トンで千代田地区が8,666トンとなっています。

これ以上当市の人口はふえることは考えられないわけですから、低廉な水道水を市民に供給するためには一般会計からの水道会計への繰り入れは必要だと考えます。

水道事務所長は、有収率の向上、収益を確保するための加入促進策の推進、あるいは経費の削減に努めまして、できれば補助金に頼らない経営を目指していきたいと答弁しておりますが、水道事業は住民にとって必需的な性格を持っており、それを地方公営企業がサービスを提供するというものであります。過大な人口予測と水需要計画による過大な設備投資のツケを利用者、市民に押しつけるのではなく、一般会計からの補填をすることと同時に、県との実施協定を現実の人口に見合った協定に見直し、変更すべきであると考えます。

以上、討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第79号は可決及び認定することに決定をいたしました。

---

日程第 6 請願第 5 号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第 6、請願第 5 号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第 5 号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、12月 6 日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第 5 号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第 5 号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第 6 項の規定により、委員会において、議長宛てに意見案を提出することと決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第 5 号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

暫時休憩。

休 憩 午前11時38分

---

再 開 午前11時38分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、請願第5号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

日程第 7 委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第7、委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第3号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第8、請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

ただいま議題となっております請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書については、12月12日、13日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査については、紹介議員の説明を求め、その後、副市長、教育長及び担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第6号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、市長並びに教育長に対し、処理の経過と結果の報告を平成26年1月24日までに請求することも決定をいたしました。

また、委員5名より、中学校の統合により通学が危険となる生徒に対し、スクールバスの運行を求める意見書（案）が提出され、全会一致で委員会提出の意見書案とすることを決定をいたしました。

以上で、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第6号の討論を行います。



通告があった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

**○8番（佐藤文雄君）**

請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

私は、今回の請願趣旨については全面的に賛同いたします。一般質問でも議案審査の中でも述べましたが、昭和48年9月、1973年ですが、当時文部省が出した「公立小・中学校の統合について」という通達では、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと述べ、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童と生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮することとっております。

さらに、昭和38年3月、1963年には、同じく文部省で「学校施設基準規格調査会」が答申した通学距離の適正值は、農村部においては小学校は1キロ以下、歩いて15分、中学校は2キロ以下、歩いて30分で、都市部においては小学校は0.5キロ以下、歩いて10分、中学は1キロ以下、歩いて15分でありました。

昭和33年4月、1958年の義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令4条では、通学距離は小学校4キロ以内、中学校6キロ以内としていますが、市当局、学校教育課においては、この基準を用い中学校6キロ以内としたのではないのでしょうか。

時系列で考えれば、中学校6キロ以内の考え方は一番古く、時代の要請に合っていないものと考えます。自転車通学が可能であっても児童・生徒の安全は最優先されなければなりません。

さらに言えば、学校教育課は、保護者からのアンケートに十分に配慮せず、財政のみを優先させ、関係者、いわゆる児童、保護者らの声をないがしろにしたとしか思われません。

私は、教育委員会においては、請願の趣旨を十分に認識し、適切な対応をすることを求めて賛成討論といたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ご異議なしと認め、請願第6号は採択されました。

続いて、お諮りいたします。

本請願の処理の経過と結果の報告については、委員会からの申し出のとおり、市長並びに教育長に対し、1月24日までに提出されるよう請求いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 委員会発議第 4 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第 9、委員会発議第 4 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会発議であるため、委員長から趣旨説明を求めます。

平成25年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成 25 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成 25 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

委員会提案として提出した中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）の提案説明をいたします。

今期定例会に「中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書」が提出されたが、その願意は、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行方法に対し再考を求め、通学の安全を願う保護者や子どもたちからの切実なものである。

現在の方針では、通学時に事故が発生するのではないかと、議会としても危惧するところである。

については、請願の願意を熟慮し、我々かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

1、今回の学校統合は、行政の都合により実施するものであるから、安心・安全な中学校への通学が実現するよう、スクールバスの運行方法については、保護者・生徒の意見を聞いて決定すること。

2、霞ヶ浦中学校は統合により設置される新設校であり、公平性の観点からも、スクールバスを利用できる生徒を旧北中学区の生徒に限定しないこと。

3、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、通学距離にかかわらず、原則、利用を認めること。

以上、提案説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略い

たします。

続いて、委員会発議第4号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

---

再 開 午前11時57分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

---

日程第10 発議第7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第10、発議第7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議の提案理由を説明いたします。

去る11月23日、中国政府は、東シナ海防空識別区を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用し、これに従わない場合には中国軍による防衛的緊急措置をとる旨を発表しております。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更するものであり、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものです。

このような中、政府において、国際社会と緊密に連携し、我が国の主権並びに国民の生命及び財産を断固として守るために毅然たる態度で冷静に対処するよう強く求めます。

よって、ここに中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議を提案いたします。

以上、提案内容の説明を申し上げましたので、議員諸侯のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いて、発議第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

政治倫理条例検討特別委員会委員長並びに平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長より、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

## 日程第12 閉会中の所管事務調査について

### ○議長（鈴木良道君）

日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

---

### ○議長（鈴木良道君）

本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成25年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。

会期17日間にわたる慎重なご審議、ご苦労さまでした。

閉 会 午後 0時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 山 内 庄 兵 衛

かすみがうら市議会議員 廣 瀬 義 彰

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二